

(答申第46号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った医療保護入院に係る対応記録等に係る個人情報部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

審査請求人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、令和元年5月20日付けで、「対象者（請求人）についての対応がわかる、事業報告書等の全情報
・平成30年1月1日～平成30年12月31日 ・平成31年1月1日～令和元年5月5日 上記期間内の分」に係る個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、審査請求人に係る「平成30年〇月〇〇日から平成31年〇月〇日までの「対応記録」及び平成31年〇月〇日付けの「精神保健福祉相談報告書」」を対象公文書として特定した上で、岐阜県〇〇保健所（以下「保健所」という。）と開示請求者の家族、医療機関職員及び医師とのやりとりの内容などの情報が、それぞれ条例第14条第2号、第4号、第6号又は第7号に該当するとして個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年7月5日付け〇保第472号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和元年7月23日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第24条第1項の規定に基づき、令和元年8月26日付け保医第904号で、本件審査請求について、岐阜県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

記載の黒塗り部分の全開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第14条第2号該当性について

家族を居室に招いて、入院に至るまでにそれぞれが発言した事の擦り合わせを行った上で、その意図の聴取も終えている中、個人の権利利益を害する

おそれは当てはまらず、また、保健所職員の発言についても公文書の取り寄せが完了しており、録音データも手元にある中で権利を害するおそれがあるとは考えられない。

入院後各階の担当職員とコミュニケーション・やりとりを得て職員の方全ての名前は把握しており、又、病院側においても私文書請求に応じているため、権利を害するおそれがあるとは考えられない。

(2) 条例第14条第4号該当性について

必要なことはこちらから質問し職員より返答を得られている。又、病院側においても私文書請求に応じており、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると考えられない。

(3) 条例第14条第6号該当性について

(2)の反論と同様に、医師からこの度の件についてほとんどの聞き取りを終えている上、当該医師や職員を交えてのカンファレンスにて改めての情報開示に応じてもらえており、今後の診断に著しい支障が生じるおそれを感じるとは考えられない。

(4) 条例第14条第7号該当性について

保健所からも全ての情報開示を終えており医師の診断内容についても私文書開示等により開示しつつされているため、保健所の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれはないと考える。

(5) 審査請求の目的等

医師による初診見誤りを追求し、請求人の主張を裏付けるため、記載の黒塗り部分の全開示を求める。

医師による初診見誤りが疑われる中、今度の書類全開示によりそれを決定的なものとするを目的とする。そもそもが高齢の〇〇や、ね起きぎまの〇によるあいまいな申告を頼りにした入院判断であり、医師法第4条違反が疑われる。開示により改めて、1家族の発言を確認、2職員の行きすぎた関わりあいの結果被害を生み、その迷惑行為を確認、3法に則らない越権行為の有無を確認でき、又病院側に請求者の十分な入院受け入れ記録なくその件においての医療法による処分を活用する。

その検討材料とするためのものでもある。そもそも不必要な医療保護は人権棄損にほかならぬ。この点についても確認の必要有り、よってすみやかな情報全開示を求める。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を認容しない旨の答申を求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第14条第2号該当性について

条例第14条第2号に該当するとして非開示とした情報は、次の情報であ

る。

ア 審査請求人の家族から保健所への相談内容

具体的には、審査請求人の家族が語った審査請求人の様子、家族の状況や考え、審査請求人への対応等である。

これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、また、審査請求人と審査請求人の家族との間において、両者が〇〇であるとはいえ、必ずしも利害が一致しない状況においては、開示することで開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

また、保健所職員の発言についても、職員の発言内容から審査請求人の〇の発言が推測できるため、同様に個人の権利を害するおそれがある。

イ 医療機関の職員の個人情報

具体的には、審査請求人が入院している医療機関の職員の職氏名である。

これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

このような理由から、条例第14条第2号に該当すると判断し、非開示とした。ただし、審査請求人の担当医師及び保健所職員が審査請求人に伝達を依頼した際の担当PSW（精神保健福祉士）の氏名については、開示請求者が知り得る情報であるため、開示している。

(2) 条例第14条第4号該当性について

条例第14条第4号に該当するとして非開示とした情報は、医療機関の入院患者対応に関する情報である。具体的には、審査請求人が入院している医療機関の職員が、審査請求人の入院中の様子、医療機関の対応状況、今後の対応方針等について保健所へ報告したり、保健所からの照会に応答したものである。

医療保護入院は、審査請求人の意に反して行われたものである。そのため、審査請求人が知り得ないこれらの医療機関の事業活動に関する情報について開示がなされた場合、審査請求人と医療機関の職員との間に無用な争いが生じ、当該医療機関の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがある。

このような理由から、条例第14条第4号に該当すると判断し、非開示とした。

(3) 条例第14条第6号該当性について

条例第14条第6号に該当するとして非開示とした情報は、審査請求人に係る医師の診断内容等である。具体的には、担当医師の診断内容、現在の治療状況、今後の治療方針等である。

審査請求人が知り得ないこれらの情報を開示することにより、審査請求人と医師との間に無用な争いが生じ、担当医師による今後の審査請求人の診断に著しい支障が生じるおそれがある。

このような理由から、条例第14条第6号に該当すると判断し、非開示とした。

(4) 条例第14条第7号該当性について

審査請求人の家族から保健所への相談内容は、条例第14条第2号（開示請求者以外の個人情報）に、医療機関の入院患者対応に関する情報は、条例第14条第4号（事業活動情報）に、医師の診断内容等は、条例第14条第6号（評価等情報）に該当する情報である。

これらの情報を開示した場合、家族、医療機関及び医師と保健所との信頼関係が損なわれて審査請求人及び審査請求人の家族への今後の支援に必要な情報共有ができなくなるなど、保健所の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

このような理由から、条例第14条第7号に該当すると判断し、非開示とした。

(5) 審査請求の目的等

「医師による初診見誤りを追求し、請求人の主張を裏付けるため」との審査請求人の主張は、医療保護入院の是非に関するものであり、本件処分の違法・不当性について何ら主張・立証するものではなく、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

まず、実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として、前記「第2 諮問事案の概要」のうち、「第2 実施機関の決定」に記載のとおり特定した。この点については、審査請求人も特段不服を述べておらず、妥当である。

次に、実施機関は、当該文書に記載された情報のうち、保健所と開示請求者の家族、医療機関職員及び医師とのやりとりの内容などの情報が、それぞれ条例第14条第2号、第4号、第6号又は第7号の非開示事由に該当するとして本件処分を行ったことから、実施機関が処分理由として摘示するこれらの規定に則して、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(1) 開示請求者以外の個人情報（条例第14条第2号）について

ア 条例第14条第2号の趣旨

条例第14条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することができないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

同号の趣旨は、開示請求者以外の個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別する

ことができる情報については、非開示とすることを定めたものである。また、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、特定の個人を識別されない情報であって、開示することにより、人格的・財産的な権利利益等の個人の権利利益を害するおそれがあるものをいい、例えば、カルテ、反省文及び未発表の著作物などがこれに該当する。

これらは、内容によっては、個人の人格と密接に関連し、開示した場合には財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、仮に特定の個人が識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、非開示とすることを定めたものである。

なお、同号ただし書イは、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」は非開示情報から除外することを定めており、「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当するものとして、例えば、請求者の家族構成に関する情報、開示請求者の相談に応じた者の氏名などがこれに該当する。

イ 条例第14条第2号該当性

実施機関は、審査請求人の家族から保健所への相談内容（以下「本件非開示情報1」という。）及び医療機関職員の職氏名（以下「本件非開示情報2」という。）の2点の情報が、開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとして、非開示としたものである。

当審査会が実施機関から聴取したところによれば、医療保護入院は本人の意思によらない強制的な入院であり、審査請求人は入院に同意した家族に対して批判的な見解を示しているということである。

また、当審査会が対象公文書を見分したところ、本件非開示情報1については、保健所と審査請求人の家族が審査請求人の様子について情報を共有し、今後の審査請求人に対する支援の在り方を共に検討する過程が記録されている。

これらを踏まえ検討したところ、医療保護入院が、本人の意思によらない強制的なものであって、家族の同意によるものであることからすれば、審査請求人と審査請求人の家族との利害が必ずしも一致するとはいえず、そのような状況において、審査請求人に本件非開示情報1を開示した場合には、審査請求人の家族の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、本件非開示情報2については、開示請求者以外の個人の識別情報であることが明らかである。

これらの情報について、審査請求人は、本件非開示情報1については、家族の発言の意図の聴取は終え、保健所職員の発言についても公文書の取り寄せが完了しており、録音データも手元にあるため、権利を害するおそれはなく、開示に支障はない旨を主張し、本件非開示情報2については、担当職員とコミュニケーション・やりとりを得て職員の方全ての名前は把握しており、

開示により権利を害するおそれがあるとは考えられない旨を主張する。

この趣旨は、本件非開示情報 1 及び本件非開示情報 2 は、開示請求者以外の個人情報であるとしても慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するため、条例第 14 条第 2 号ただし書イにより、非開示情報には該当しないという主張であると認められる。

この点に関し、本件非開示情報 1 について、当審査会が実施機関から聴取したところによれば、実施機関が審査請求人に対して交付した文書は、いずれも非開示情報は黒塗りとした部分開示決定によるものである。そして、本件処分に係る文書はいずれも審査請求人がその場にいない場面でのやりとりについての記録であり、そもそも審査請求人が録音し得るものではないということである。

また、本件非開示情報 2 について、当審査会が実施機関から聴取したところによれば、医療機関職員の職氏名については、病棟で勤務する職員は名札を着用しており、審査請求人が職員の氏名を知ることができるが、保健所とやり取りをした職員が誰であるかまでについては、審査請求人がその場にいない場面でのやり取りであり、審査請求人は知り得ない情報であるということである。

こうした実施機関の説明は、上記見分を踏まえて考慮すれば、不自然な点は認められず、首肯できるものである。そうすると、この点に関する審査請求人の主張のみをもって、本件非開示情報 1 及び本件非開示情報 2 が条例ただし書イに該当するとはいえない。

したがって、これらの情報は条例第 14 条第 2 号に該当すると認められる。

(2) 事業活動情報（条例第 14 条第 4 号）について

ア 条例第 14 条第 4 号の趣旨

条例第 14 条第 4 号は、「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報であって開示することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示情報と規定している。

同号の趣旨は、法人等に関する情報を開示することにより当該法人等の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報について、非開示とすることを定めたものである。

「競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは、法令又は社会通念に照らして事業者が有すると考えられる利益が損なわれると認められるものをいい、例えば法人等のノウハウ、信用等、法人等の事業運営上の地位ないし利益であって法的保護に値するものがこれに当たる。

イ 条例第 14 条第 4 号該当性

実施機関は、医療機関の入院患者対応に関する情報について、条例第 14 条第 4 号の事業活動に関する情報に該当するとして、非開示としたものである。

審査請求人は、必要なことはこちらから質問し職員から返答を得られている、病院側においても私文書請求に応じており、医療機関の競争上の地位そ

の他正当な利益が損なわれるおそれがあると考えられないと主張する。

当審査会が実施機関から聴取したところによれば、保健所職員と医療機関職員とのやり取りの内容については、審査請求人がその場にはいない場面でのやり取りであり、審査請求人が知り得ない情報であるということである。

当審査会が対象公文書を見分したところ、確かに、審査請求人の入院中の様子や医療機関の対応状況について保健所と医療機関の電話によるやり取りが記録されており、審査請求人がそれをすぐそばで聞いていたり、その内容を後で審査請求人に伝達する予定があったりなど審査請求人が知っているという事実は、前後の文書を通して見ても認められない。このような状況において、開示により初めてその内容が明らかになった場合には、審査請求人と医療機関の職員との間に無用な争いが生じ、当該医療機関の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがある。

したがって、これらの情報は条例第14条第4号に該当すると認められる。

(3) 評価等情報（条例第14条第6号）について

ア 条例第14条第6号の趣旨

条例第14条第6号は、「個人の評価、診断、選考、指導、相談等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障があるもの」を非開示情報と規定している。

同号の趣旨は、本人に開示することにより個人の評価等の過程やその基準等が明らかになり、当該評価等や将来の同種の評価等に著しい支障が生ずるおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。

イ 条例第14条第6号該当性

実施機関は、審査請求人に係る医師の診断内容等について、条例第14条第6号の評価等情報に該当するとして、非開示としたものである。

審査請求人は、当該医師からカンファレンスにて情報開示に応じてもらえており、今後の診断に著しい支障が生じるおそれはないと主張する。

当審査会が実施機関から聴取したところによれば、保健所職員と担当医師とのやり取りの内容については、審査請求人がその場にはいない場面でのやり取りであり、審査請求人が知り得ない情報であるということである。

当審査会が対象公文書を見分したところ、確かに、担当医師による診断内容や今後の治療方針等について電話によるやり取りが記録されており、審査請求人がそれをすぐそばで聞いていたり、その内容を後で審査請求人に伝達する予定があったりなど審査請求人が知っているという事実は、前後の文書を通して見ても認められない。このような状況において、開示により初めてその内容が明らかになった場合には、診断の手法や着眼点が分かり、対策を講じられることで正確な診断ができなくなるなど、担当医師による今後の個人の評価等に著しい支障が生じるおそれがある。

したがって、これらの情報は条例第14条第6号に該当すると認められる。

(4) 事務事業情報（条例第14条第7号）について

ア 条例第14条第7号の趣旨

条例第14条第7号は、「県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

同号の趣旨は、事務又は事業の性質に着目し、県の機関又は国等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報について、非開示とすることを定めたものである。

イ 条例第14条第7号該当性

実施機関は、審査請求人の家族から保健所への相談内容、医療機関の入院患者対応に関する情報、審査請求人に係る医師の診断内容等について、条例第14条第7号の事務事業情報に該当するとして非開示としたものである。

これらの情報が条例第14条第2号、第4号又は第6号に該当することは上記のとおりであり、そうした情報を開示することにより、これらの者との信頼関係が損なわれ、保健所に必要な情報提供がなされなくなれば、審査請求人や審査請求人の家族への支援に支障が生じるなど、保健所の事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は条例第14条第7号に該当すると認められる。

(5) 審査請求の目的等について

審査請求人は、医師による初診見誤りを追求し、自らの主張を裏付けることが本件審査請求の目的であるとし、医療保護入院の経緯の是非について主張するが、当審査会の審査の対象は、本件処分が、条例の規定に照らして妥当であるかどうかという点に限られ、この点について審査するものである。

したがって、医療保護入院の経緯の是非については、当審査会の審査の対象ではなく、当審査会においてその判断を行うことはできない。

2 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
令和元年8月26日	実施機関から諮問を受けた。
令和元年11月26日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和元年12月20日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
令和2年1月21日 （第93回審査会）	諮問事案の審議を行った。

令和元年2月12日 (第94回審査会)	諮問事案の審議を行った。 実施機関の口頭意見陳述を行った。
令和元年3月23日 (第95回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	加藤 享子	岐阜県商工会女性部連合会	
	川田 智子	行政書士	
会長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)